

(仮称) 小田野沢Ⅲ風力発電事業計画段階配慮書に対する  
環境の保全の見地からの知事意見

1 総論

(1) 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度を踏まえた対応

現在、県が検討を進めている「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度」では、自然環境、景観、歴史、文化等を保全すべき地域を指定（ゾーニング）することとしていることから、同制度を踏まえて今後の事業計画を検討すること。

また、同制度では、環境影響評価手続後における地域との合意形成に係る手続が規定されることから、当該手続を適切に行うこと。

(2) 事業計画の検討及び見直し

本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施想定区域を絞り込み、風力発電設備の配置等を適切に決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにし、その検討過程を方法書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電事業が多数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、同区域及びその周辺の他事業について十分に情報収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域

住民等の意見を踏まえること。

また、事業実施想定区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

## 2 各 論

### (1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域周辺には、住居等が多数存在していることから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔することなどにより、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 水環境

事業実施想定区域及びその周辺には、大平滝浄水場の水源となっている小老部川の支川が存在していることから、工事中の土砂及び濁水の流出等により、当該河川の水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがある。このため、工事の実施に伴う水質への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池を設置することなどにより、水質への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 動 物

ア 事業実施想定区域及びその周辺では、ヒナコウモリ、モリアブラコウモリ等の生息が確認されていることから、施設の稼働により、これらのコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、コウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺では、オジロワシ、オオワシ等の希少猛きん類の生息が確認されているほか、ハクチョウ類、ガン類等の渡り鳥の移動経路となっていることから、施設の稼働により、これらの鳥類に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、地元の複数の専門家から生態特性を聴取した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 植 物

事業実施想定区域には、自然度の高いヒノキアスナロ群落（Ⅳ）、ジュウモンジシダーサワグルミ群集等の植生が存在することから、工事の実施により、これらの植生に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。

#### (5) 景 観

事業実施想定区域周辺には、物見崎、小田野沢地区学習等供用センター等の主要な眺望点が存在することから、風力発電設備の設置により、これらの眺望点からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

#### (6) その他

事業実施想定区域には、水源かん養保安林が存在することから、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分配慮すること。